

北海道地区大学図書館相互利用促進事業実施要領

平成 25 年 8 月 30 日制定

(趣旨)

第 1 条 北海道地区大学図書館協議会（以下、「協議会」という。）規約」第 4 条に基づく事業として、北海道地区大学図書館相互利用促進事業（以下、「本事業」という。）を推進することとし、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本事業は、「北海道地区大学図書館の相互利用の促進について（提言）」（平成 25 年 3 月 27 日北海道地区大学図書館協議会相互利用促進検討ワーキンググループ（別記）を踏まえ、以下の活動を通じ、北海道内大学図書館間の相互協力の一層の推進をはかり、教育・研究の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 協議会加盟館構成員が他の加盟館を訪館利用する際の利用条件の標準化
- (2) 協議会加盟館構成員が他の加盟館を訪館利用する際の利用条件の一元的周知
- (3) その他目的達成に必要な活動

(運営委員会)

第 3 条 本事業を企画運営するための機関として、運営委員会を設置する。

(任務)

第 4 条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本事業の運営及び啓発に関すること
- (2) 本事業に関する協議会加盟館相互の情報交換、利用統計集約に関すること
- (3) 協議会幹事館会議との連絡調整に関すること

(組織)

第 5 条 運営委員会は、加盟館から推薦された国公立大学各 1 館の代表（以下、「委員館」という。）をもって組織する。

(任期)

第 6 条 委員館の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 やむを得ない事情により委員館の交代があった場合、補充により就任した委員館は、前任の残任期間とする。

(委員長館)

第 7 条 運営委員会に委員長館を置く。

- (1) 委員長館は、委員館の互選により選出する。
- (2) 委員長館は、運営委員会の議長となる。

(事務局館)

第 8 条 運営委員会に事務局館を置く。

- (1) 事務局館は、委員長館が指名する。

(2) 事務局館は、本事業の事務を司る。

(会議)

第9条 運営委員会は、委員長館が招集する。

2 委員長館が必要と認めたときは、委員館以外の者を運営委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(経費)

第10条 本事業に係る経費は、次のとおりとする。

(1) 利用者が享受するサービスに係わる料金は、各々の大学の定めるところによる。

(2) 本事業の啓発活動に係る費用は、協議会の負担とする。

(3) 本事業の情報交換に係る旅費、利用統計集約に係る通信費等の費用は、協議会各加盟館の負担とする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項がある場合は、協議会の総会において決定する。

附 則

この要領は、平成25年8月30日から施行する。